

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き [Vol. 3]

償却資産のQ & A

《償却資産の疑問編》

Q1・テナント等として事務所等を借りている場合、どのようなものが申告の対象になりますか。

A1 テナント等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として申告の対象になります。

Q2・減価償却をしていない資産は申告の対象になりますか。

A2 現実に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産として申告の対象になります。

Q3・耐用年数を過ぎた古い資産であっても、申告の対象になりますか。

A3 古い資産で減価償却済みであっても、事業の用に供することができる場合は、申告の対象になります。

Q4・未稼働資産や遊休資産のように現在事業の用に使用していない資産であっても、申告は必要ですか。

A4 現に事業の用に供することができる資産であれば、償却資産として申告の対象になります。したがって、未稼働資産や遊休資産であっても申告する必要があります。

Q5・申告対象とならない資産には、どのようなものがありますか。

A5 次のようなものがあります。

- ・自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきもの
（実際に自動車税（種別割）等が課されている必要はありません。）
例：小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等
- ・無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- ・繰延資産（例：創立費、開業費、開発費等）
- ・耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- ・取得価額20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ・家屋として固定資産税が課税されるべき資産

Q6・赤字で利益が出ていなくても、償却資産の申告は必要ですか。

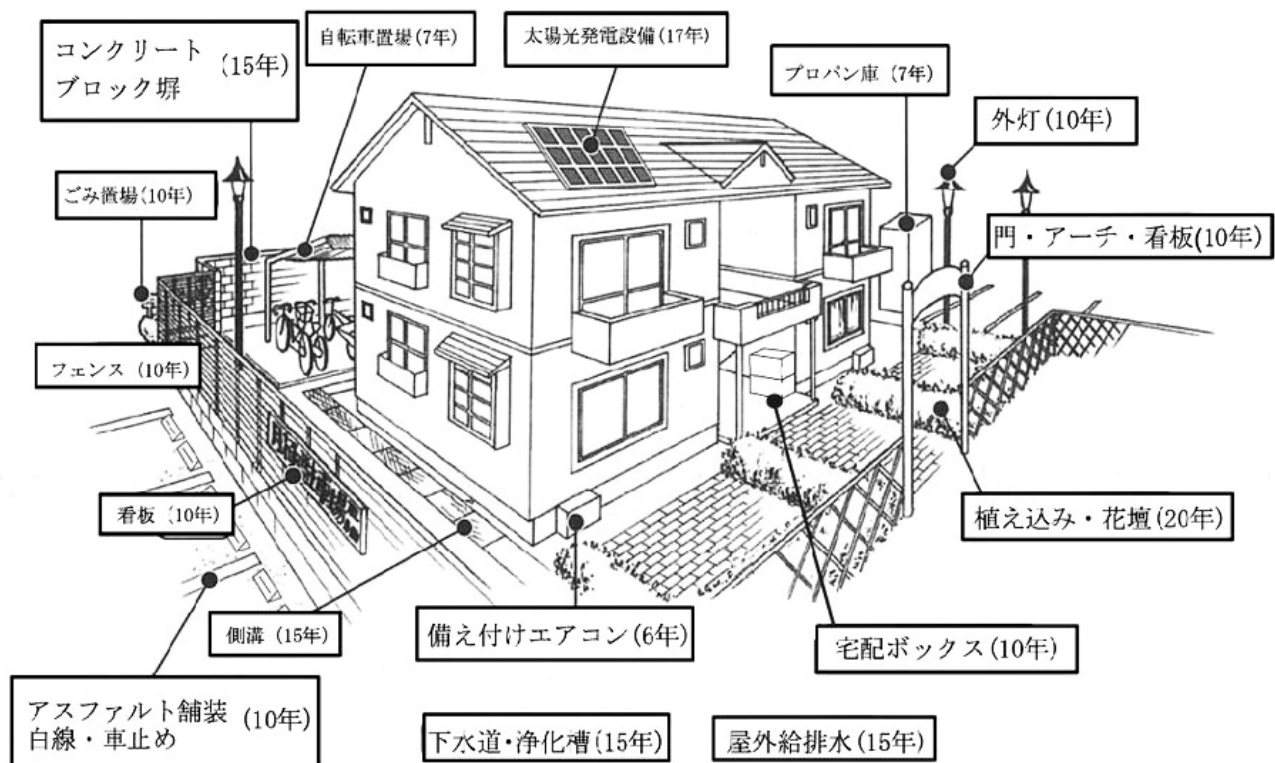
A6 固定資産税（償却資産）は構築物、機械等を所有する事業者が、所在している市町村から有形無形の行政サービスを受けており、その受益の下に事業活動を行っていることに着目した「応益課税の原則」を基に課税されております。そのため、利益がない場合でも、償却資産を所有している場合は申告をしていただく必要があります。

《裏面につづく》

Q7・アパートを所有した場合、どのようなものが申告の対象になりますか。

A7 備え付けエアコン、太陽光発電設備、蓄電池設備、宅配ボックスなどの建物附属設備、外構工事（アスファルト舗装、フェンス・ブロック塀・門・外灯 など）、屋外給排水、下水道・浄化槽、自転車置場などの構築物等については、償却資産として申告の対象になります。

※その他、下記イラスト参照



Q8・償却資産は電子申告をすることができますか。

A8 償却資産は、電子申告をすることができます。複数の市町村に資産が所在している場合でも、一括でそれぞれの市町村分の申告書を作成・送信することが可能です。

また、インターネットを通じて、オフィスやご自宅から簡単に申告できますので、混み合う窓口に出かける必要が無く、郵送料金もかかりません。

なお、PCdesk（無料）や eLTAX に対応した市販の税務・会計ソフトには、申告書への自動入力や自動計算などサポート機能が完備されています。

eLTAX の利用時間	8:30 ~ 24:00（土日祝日、年末年始 12/29 ~ 1/3 を除く。） ※休日の利用可能日については、下記ホームページをご確認ください。
eLTAX ホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
よくあるご質問	疑問点がある場合は、eLTAX ホームページの 「よくあるご質問」をご覧ください。 https://eltax.custhelp.com/